

社会福祉法人大樹会特定施設入居者生活介護事業所 重要事項説明書
(令和7年1月1日現在)

1. 事業の目的と運営方針

要介護状態にある方に対し、適正な外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を提供することにより要介護状態の維持及び改善を目的とし、目標を設定して計画的にサービスを提供します。

また、関係市町、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

2. 事業者の内容

(1) 事業所の名称及び所在地等

事業所名	社会福祉法人大樹会特定施設入居者生活介護事業所
事業所番号	2570200697
所在地	滋賀県彦根市日夏町151番地
管理者の氏名	片山 紀子
電話番号	0749-28-7951
FAX番号	0749-28-0319

(2) 事業所の従業者体制

	職務の内容	常 勤	非常勤	合 計
管理者	業務の一元的な管理	1名	名	1名
生活相談員	生活相談及び助言、その他の援助	1名	名	1名
介護職員	日常生活全般の介護	5名	4名	9名
計画作成担当者	特定施設サービス計画の作成	1名	名	1名

(3) 設備の概要

居室 50室（10室／棟、全室個室）

収納設備（押入又は収納家具）、空調設備、洗面設備（30室のみ）、緊急通報装置（ナースコール）が設けられています。

食堂 5室（1室／棟）

利用者全員が使用できる充分な広さを備えた食堂を設け、利用者の全員が使用できるテーブル・椅子・箸や食器類などの備品を備えます。又、湯沸し・食器洗い等ができるキッチンを備えています。

浴室 5室（1室／棟、個浴：リフト浴2ヶ所・一般浴3ヶ所）

利用者が安全に入浴できるよう、手すりやリフト等を設けています。

その他の設備 洗面・手洗、便所、洗濯室、談話室等を設けています。

3. サービスの内容

(1) 基本サービス

①特定施設サービス計画の立案

利用者について、解決すべき課題を把握し、利用者の意向を踏まえた上で、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護サービスに係る目標及びその達成時期、サービス内容、サービスを提供する上での留意点を盛り込んだ特定施設サービス計画を作成します。

②利用者の安否の確認

事業所の従業者により、利用者の日常の心身の状況、生活状況に気配りいたします。

③生活相談等

生活相談員をはじめ従業者が、日常生活に関すること等の相談に応じます。

(2) 受託居宅サービス

特定施設サービス計画に基づき、入浴、排泄、食事等の介護、機能訓練、療養、その他日常生活

上の支援について、下記サービスにつき事業所が委託する指定居宅サービス事業者により提供します。

・指定訪問介護

指定訪問介護事業所　社会福祉法人大樹会　邂逅の郷訪問介護事業所
滋賀県彦根市日夏町151番地

・指定訪問看護

指定訪問看護事業所　田中ケアサービス株式会社　訪問看護ステーションかがやき
滋賀県長浜市高月町柏原418番地1

・指定通所介護

指定通所介護事業所　社会福祉法人大樹会　旭森デイサービスセンターくるま座
滋賀県彦根市野田山町1099番地1

・指定通所リハビリテーション

指定通所リハビリテーション事業所　医療法人恭昭会　はるのうみ
滋賀県彦根市西今町369番地1

・指定福祉用具貸与

指定福祉用具貸与事業所　田中ビジネスサポート株式会社　福祉事業部　湖北事業所
滋賀県長浜市高月町柏原418番地1

次の指定居宅サービスは、利用者の希望や心身の状況等に応じて事業所がその都度委託する事業者より提供します。

・指定訪問入浴介護

・指定訪問リハビリテーション

(3) 設備の使用、手続き並びに介護サービス等

次の事項の他、入居に関する契約書の規定によりますので、ご参照ください。

①居室

当施設は全室個室となっています。入所後、利用者の状況に応じて居室変更することがあります。

※居室移動に関する事項

ア 利用者は、原則として、別に定める利用契約書により締結した居室を使用するものとします。ただし、適切に介護サービスを受けることが困難な場合であって、次の各号に定める場合には、事業所に利用していない居室がある場合に限り、利用者の希望により居室を移動することができます。

- 一 日照、採光などの環境が、より適切なサービス提供をするにあたり合理的理由があるとき
- 二 現に利用している居室の設備等が、より適切なサービス提供をするうえで著しい支障があるとき
- 三 より適切なサービス提供をするうえで、他の利用者との関係が日常生活を送るうえで著しい支障があるとき。
- 四 その他既に利用している居室がより適切なサービス提供をするため、利用者の日常生活上に著しい支障があるとき

イ 事業所は、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の提供に著しい支障があると認めるときは、事業所の管理者は、利用者の同意を得て、居室を移動させることができます。

ウ 居室の移動を希望する利用者は、必ずその理由を付した書面により管理者へ提出してください。

エ 事業所は、前項の書面を受理したときは、その適否を利用者に書面をもって通知します。

オ 事業所が利用者の居室を移動させる場合は、利用者にその理由を説明し、必ず利用者の同意を得ます。

カ 居室移動をした利用者は、移動する前に使用していた居室を入居前の原状に復してください。その費用は利用者の負担とします。

②食事

朝食 8時30分～

昼食 12時00分～

夕食 18時00分～

- ・食事は利用者の摂取状況に合わせて調理します。
- ・医師の指示による食事の提供も行います。

食事介助は、原則として、特定施設サービス計画に沿って受託居宅サービスにて対応します。事業者へ相談してください。

③ 入浴介助は、原則として、特定施設サービス計画に沿って受託居宅サービスにて対応します。事業者へ相談してください。

④ その他日常生活上の更衣、排泄、体位交換、シーツ交換、施設内の移動の付き添い等の介護は、原則として、特定施設サービス計画に沿って受託居宅サービスにて対応します。事業者へ相談してください。

⑤ **機能訓練**

日常生活動作の維持又は向上を日頃の生活の中で実施します。必要に応じて、特定施設サービス計画に沿って受託居宅サービスにて対応します。事業者へ相談してください。

⑥ **健康管理**

診療所にて嘱託医による診察や健康相談等を受けることができます。なお、必要に応じて嘱託医以外の外来受診も行うことができます（遠方の場合には費用がかかる場合があります）。

（4）他のサービス

① **理美容**

毎月、理美容の機会を設けておりますので、実費負担にてご利用いただけます。ご希望の方はお申出ください（料金は理美容事業者へ直接お支払いいただきます）。

② **所持品の管理**

原則として、所持品は居室に置いて頂きます。所持品によっては、保管庫にて預かることもできます。

③ **行事、クラブ活動等**

年間を通して、利用者の交流および趣味活動として行事、クラブ活動等を行います。行事、クラブ活動等によっては別途参加費（実費材料費）がかかるものもあります。

④ **買い物**

定期的に嗜好品の訪問販売を行っていますので、ご希望の方は実費負担にてご利用いただけます（料金は販売事業者へ直接お支払いいただきます）。また、ご希望に応じて、買い物に出かけますのでご利用ください（実費負担となります）。

4. 利用料金

（1）保険が適用される基本料金（別紙「利用料金表」のとおり）

（2）その他自己負担となるもの（保険外の費用で全額利用者の負担となるもの）

① **利用者の選定により提供される介護その他の日常生活上の便宜を要する費用**

② **日常生活費のうち、利用者が負担することが適当と認められる費用**

例) オムツ代 150 円/枚

（3）支払方法

利用者は、当月請求額を翌月末日まで、現金若しくは口座振替にてお支払い頂きます。

5. 非常災害対策

事業者は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ防災計画を作成し、防災計画に基づき、年2回利用者及び従業者等の訓練を行います。

6. 緊急時の対応

事業者は、サービス提供時に利用者の病状が急変した場合は、速やかに主治医や協力医療機関への連絡等必要な措置を講じます。

7. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市町、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合に

は、損害賠償を速やかに行います。

8. 守秘義務に関する対策

事業者及び従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保守します。又、退職後においてもこれらの秘密を保守するべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。

9. 身体拘束の禁止

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には事前に利用者及びその家族へ十分な説明を行い、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

10. 苦情相談窓口

※サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

相談窓口：苦情受付担当者 片山 紀子

受付時間：月～土曜日 8時30分～17時30分

受付方法：口頭若しくは書面

※公的機関においても、次の機関において苦情申し出ができます。

彦根市役所福祉保健部介護福祉課

所在地：彦根市平田町670番地

電話番号：0749-23-9660

受付時間：8時30分から17時15分（ただし土・日曜日、祝日を除く。）

滋賀県国民健康保険団体連合会

所在地：滋賀県大津市中央4丁目5番9号

電話番号：077-510-6605（介護保険苦情相談専用）

受付時間：9時から17時（ただし土・日曜日、祝日を除く。）

※苦情処理第三者委員（公正中立な立場で苦情を受付け相談にのっていただける委員です）

氏名：小高 寛三

住所：

電話番号：

氏名：清水 亮一

住所：

11. 協力医療機関等

事業者は、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

協力医療機関

名称：松木診療所

住所：彦根市平田町678-10

名称：医療法人恭昭会 彦根中央病院

住所：滋賀県彦根市西今町421

名称：公益財団法人 豊郷病院
住所：滋賀県犬上郡豊郷町八目12番地

協力歯科医療機関
名称：医療法人ヒコネ矯正歯科
住所：滋賀県彦根市大東町10-12クロスビル1F

12. 損害賠償

当事業所において、事業者の責任により利用者に生じた損害については、事業者は、速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められた場合や、利用者の置かれた心身の状況等を斟酌して減額するのが相当と認められた場合には、事業者の損害賠償責任を減じさせていただきます。

令和 年 月 日

指定特定施設入居者生活介護サービスについて、本人および代理人に対して本書面に基づいて重要な事項を説明し交付しました。

事業者所在地 滋賀県彦根市日夏町151番地
事業名 社会福祉法人大樹会特定施設入居者生活介護事業所
管理者 片山紀子 印
説明者 片山紀子 印

本人および代理人は、事業者から指定特定施設入居者生活介護サービスについての重要な事項の説明を受けました。

本人 住 所

氏名 印

家族・親族 住 所

氏名 印